

共用に係る加工事業許可申請書の記載方針について

第368回審査会合(令和2年8月31日)において、共用に係る記載の考え方について以下のご指摘を頂いた。

項目	指摘事項
再処理施設との共用に係る記載の考え方	再処理施設と共用する施設の本文、図面等における記載の整理が十分でない。(例：一般配置概要図に記載する共用設備の対象等)

ご指摘を踏まえ、加工事業変更許可申請書における記載の方針を整理し、整合を図ることとします。

1. 補正申請書における共用に係る記載の構成

- 本文「ロ. 加工施設一般構造(ト) その他の主要な構造(1) 安全機能を有する施設⑥安全機能を有する施設」には、事業許可基準規則第14条に対する安全機能を有する施設の設計方針について記載している。
- 本文「ハ. 加工設備本体の構造及び設備」に個別設備が記載されており、共用する設備に関しては、共用する旨を記載。具体的には、「2. 共用の記載方針」を参照。
- 「添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書」には、共用する設備の具体的な設計方針を記載。

2. 共用の記載方針

2. 1 MOX燃料加工施設及び再処理施設と共用する場合

共用する設備が、MOX燃料加工施設及び再処理施設と共用している場合は、以下のとおりの記載とする。(機器Aを例とした記載。)

文中の記載：機器Aを、再処理施設と共用する。

共用する機器Aは、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

主要な設備における記載：機器A(再処理施設と共用)

対象は以下のとおり

⇒洞道搬送台車、貯蔵容器搬送用洞道及び燃料加工建屋の一部(扉含む)、粉末缶、混合酸化物貯蔵容器、海洋放出管理系、第2低レベル廃棄物貯蔵系、放射線管理施設の一部、所内電源設備の一部、重大事故等対処施設の一部

2. 2 MOX燃料加工施設，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する場合

共用する設備が，MOX燃料加工施設，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用している場合は，以下のとおりの記載とする。（機器Bを例とした記載。）

文中の記載：機器Bを，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する。

共用する機器Bは，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

主要な設備における記載：機器B（再処理施設及び廃棄物管理施設と共用）

対象は以下のとおり

⇒積算線量計，気象観測設備，個人線量計，ホールボディカウンタ，給水処理設備，一般蒸気系の燃料貯蔵設備，消火水供給設備，不法侵入等防止設備，第2運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備，ペーjing装置，所内携帯電話

3. 加工施設一般配置概要図について

「本文 第2図加工施設一般配置概要図」については，共用する設備を設置する再処理施設の以下の建屋等を記載している。

- 低レベル廃液処理建屋
- 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋
- 緊急時対策建屋
- 開閉所
- 第1保管庫・貯水所
- 第2保管庫・貯水所
- 第2ユーティリティ建屋

次回補正にて，共用する設備を設置する再処理施設の以下の建屋等について，上記に加えて当該図にて名称を記載する。

- 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
- 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水塔A
- 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水塔B
- 第1非常用ディーゼル発電機の重油タンク（地下に設置）
- 制御建屋
- 非常用電源建屋
- ユーティリティ建屋
- 低レベル廃棄物処理建屋

以上